

# 停留場外壁シーリング更新工事

## 工事仕様書

### 1. (総則)

本工事は、本仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。また、下記に示す図書、基準、法・規則についても十分に内容を把握して施工すること。

- 1) 「公共建築工事標準仕様書」国土交通省大臣官房営繕部監修
- 2) 「建築工事標準詳細図」国土交通省大臣官房営繕部建築課監修
- 3) 「工事写真の撮り方」(建築編)建設大臣官房官庁営繕部監修
- 4) 「日本工業規格」JIS
- 5) 「建築工事標準仕様書・同解説」日本建築学会制定
- 6) 千葉都市モノレール運転取扱心得及び運転関係規程  
(線路閉鎖取扱規程、災害対策基準、構造基準)
- 7) 騒音規制法
- 8) 振動規制法
- 9) 労働安全衛生法

※.適用図書のうち、この工事に該当しない工種・項目等については適用しないものとする。

### 2. (工事範囲)

この工事の施工範囲は別添図とする。

### 3. (工事内容)

#### (1) 仮設工事

1. 施工に先立ち、仮設計画を立案し監督員の承諾を得ること。
2. 高所からの飛来落下、墜落災害防止のため外部足場には養生ネットを設置すること。
3. 足場下部より、第三者が足場内に入らないよう仮囲いを設置すること。
4. 高所作業車、仮設ゴンドラ等での施工時は誘導員、監視員を配置すること。
5. 屋根及び高所での作業は安全帯を確実に使用すること。

#### 参考仮設

部位	仮設方法(任意)	備考
屋根笠木	徒歩	
東面パネル	高所作業車 足場架設(階段付近)	
西面パネル	高所作業車	
南北面パネル	高所作業車	軌道近接のため夜間
ELV1.2.3 パネル、屋根笠木	足場架設	仮囲い、養生ネット設置
ESL パネル	高所作業車・脚立	
※.東西面については仮設ゴンドラの使用も可。		

## (2) 防水工事

施工対象及び所要数量は以下通りとする。

部位	工法	施工	数量	使用材料
屋根笠木シーリング W=50 程度	フリッジシール	昼間	20.6m	変性シリコン(MS-2)
駅舎外壁パネルシーリング W=20 程度	再充填	〃	1,433m	
		夜間	396m	
ELV 外壁パネルシーリング W=20 程度	再充填	昼間	1,024m	
ESL 外壁パネルシーリング W=20 程度	再充填	〃	194m	
		夜間	175m	

## (3) 金属工事

外壁パネル腐食部補修

- 1.外壁パネル下端部腐食箇所のケレン又は脆弱部の切断撤去。
- 2.防錆処理(エポキシ系)塗装(フッ素)
- 3.パネル切断により隙間が生じたときにはシーリング材を充填する。
- 4.シーリング充填では補修が困難な箇所は鋼板当て板補修とする。

※.対象箇所は46ヶ所を予定している。工事着手前あるいは施工中に対象箇所数を確認し監督員に報告の上、箇所ごとの施工方法について承諾を得ること。

## 4. (工事時間)

今回の工事に関しては昼間作業部分と夜間作業部分に分かれる。内容は以下による。

### (1) 昼間作業(8:30~17:00)

東西面における高所作業車、ゴンドラ、単管足場によるシーリング打替え、外壁パネル補修作業

### (2) 夜間作業(0:30~4:30)

南北面における高所作業車によるシーリング打替え、外壁パネル補修作業、及びエスカレーター通路内パネル目地のシーリング打替え

軌道近接での作業の為、監督員立会いの下の作業とする。(線路閉鎖作業)

※.バス、タクシー利用者及び歩行者の支障にならないよう留意すること。

## 5. (提出書類)

着工及び竣工書類、図面等については、以下のものを提出すること。

### (1) 着工書類

- ・ 施工計画書及び材料承諾願(2部)
- ・ 着手届
- ・ 現場代理人選任届
- ・ 主任技術者選任届
- ・ 工事工程表
- ・ 作業申込書

### (2) 竣工書類、図面

- ・ 工事完了届
- ・ 工事目的物引渡申出書
- ・ 報告書(工事写真・竣工図等)(2部)
- ・ 取扱説明書
- ・ 保証書

## 6. (諸届)

- (1) この工事に伴う諸官署その他への手続きは、請負業者の負担において行うこと。
- (2) この工事においては、施工管理者(工事管理者)を置くこと。
- (3) 施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督者の承諾を得ること。
- (4) その他監督員から指示された書類を提出すること。

## 7. (打合せ連絡)

- (1) この工事の施工については、監督員及び関係個所と打合せ連絡を綿密に行い、列車の運行並びに一般旅客公衆に支障・迷惑を及ぼさないよう工事を進めること。
- (2) この工事は、モノレールの運行や保守作業と関連するので、お互いに協調し工事工程及び施工順序について十分打合せ、モノレールの運行及び駅業務、保守作業に支障を与えないようにすること。
- (3) 作業中に、構造物の異常等を発見した場合はただちに監督員に連絡すること。

## 8. (事故防止)

- (1) この工事の施工にあたっては、道路交通法に基づき道路交通の安全を確保すること。
- (2) 夜間は、十分に照明設備を設け、作業の安全を確保するとともに、旅客公衆に迷惑が係らないようにすること。
- (3) この工事の施工にあたっては、交通整理員を配置し、事故防止並びに交通に支障を与えないよう万全を期すこと。

## 9. (整理整頓)

この工事において、施工現場内は常に整理整頓及び清掃を行い、通行等に支障を与えないようにすること。

## 10. (騒音防止)

- (1) この工事にあたっては、騒音規制法に抵触しないよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。
- (2) この工事に使用する機械については、低騒音型を使用すること。
- (3) この工事にあたっては、騒音の出る作業は、駅業務に支障のない時間に行うこと。

## 11. (施工打合せ)

この工事の施工にあたっては下記により、工事監督者と十分な打合せを行うこと。

### 記

- (1)全体工程-----工事監督員
- (2)月間工程(週間工程)-----工事監督員
- (3)施工打合せ票(当日の作業の 2 日前まで)-----夜間作業の内容等を当日担当するモノレール会社監督員と打合せを行う。

以上